



由布市ポイ捨て防止条例案

飲食ごみ適正管理を

【由布】由布市は、来春からの施行を目指す「市ポイ捨て等の防止に関する条例」案を公表した。20日まで市民からのパブリックコメントを募集している。市環境課は「街の美化推進のための条例。率直な意見を寄せてほしい」と呼びかけている。条例案は寄せられた意見を踏まえ、12月議会に上程する予定。



リサイクルボックスの下に放置されたごみ＝由布市湯布院町川上

人気観光地の同市湯布院町川上の「湯の坪街道」周辺では、観光客の増加により、ごみの散乱が問題となっている。条例案には、誰もが、公共の場所や他人が所有する場所でのポイ捨てをしてはならないと明記。公共の場所での、飼犬のふんの回収を飼い主の義務とし、歩行中や吸い殻入れを持っていないときは路上喫煙をしないことを喫煙者の努力義務とした。

市長は特に対策が必要なエリアを「重点地域」に指定できる。この地域では、持ち帰り用の飲食物を販売する事業者は回収容器を設

20日まで意見を募集

置し、片付けなど適正に管理しなければならず、また指定場所以外での喫煙も禁止する。

さらに重点地域での違反者に対し、市長は勧告・命令に従わなかった場合に5万円以下の過料ができる。金額は施行規則に定めるが、ポイ捨て違反、ふんの未回収、路上喫煙違反は2千円、回収容器の設置および管理違反は5万円を予定している。重点地域も施行規則で定める方針で「湯の坪街道」周辺を想定している。

条例案は市のホームページから市環境課、挟間・湯布院振興局で閲覧できる。コメントはホームページに掲載している用紙に記入し、メール (kankyo@city.yu-fu.jp) するか、同課などに持参する。窓口への提出は今月18日必着。問い合わせは同課 (097・582・1310)。

(池田美香)



〔問①〕 由布市が施行を目指す条例案の名前は？

市ポイ捨て等の防止に関する条例

〔問②〕 条例制定の背景は？ どういった問題が発生しているからでしょうか？

「湯の坪街道」周辺で、観光客の増加により、ごみの散乱が問題となっているから

〔問③〕 条例で明記する予定のポイ捨てをしてはならない場所とは？

公共の場所や他人が所有する場所

〔問④〕 ごみの散乱、ポイ捨てをなくす方法を考えよう。

自由記述